

(公財) 神戸大学六甲台後援会における旧姓使用取扱要領

(公財) 神戸大学六甲台後援会(以下「本財団」という。)における旧姓使用の取扱い及び手続等について、下記のとおり定める。

記

1 旧姓使用

評議員、役員及び事務局職員(以下「職員等」という。)が婚姻等により戸籍上の氏を改めた場合で、婚姻等前の戸籍上の氏を使用することを希望した場合は、一つの旧姓に限り使用できるものとする。

2 旧姓使用ができる書類等

本財団においては、本人の申出に基づき、職場での呼称、会議通知、座席表、電話番号表、人事異動通知書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等に旧姓使用を行うことができることとする。

なお、旧姓使用の申し出があった場合は、原則として旧制のみの使用を認めることとするが、文書の性質上戸籍上の氏名及び旧姓を併記することが必要な書類並びに併記した方が事務処理上特に効率的である書類は、併記するものとする。

3 旧姓使用できない書類等

国若しくは監督官庁等の所管する制度等により、戸籍上の氏名を使用することとされているもの。

- ① 評議員及び役員の登記に必要な書類
- ② 兵庫県への届け出書類(事業報告等)
- ③ 理事会、評議員会等関係書類(会議資料、議事録)
- ④ 税金関係書類(源泉徴収票、扶養控除申告書、保険料控除申告書、配偶者特別控除申告書)
- ⑤ 保険関係申請書等(厚生年金、健康保険等の社会保険、雇用保険等)

4 旧姓使用申請の手続き

(1) 本財団において旧姓使用を希望する職員等は、「旧姓 使用申出書」(別紙様式1)を本財団事務局へ提出する。戸籍上の氏と旧姓について当該職員等の同一性の確認がとれ次第、当該職員等は旧姓を使用できるものとする。

(2) 旧姓使用を行っている職員等は、旧姓使用を中止したい場合は、「旧姓使用中止届」(別紙様式2)を本財団事務局へ提出する。当該職員等は、その時点から戸籍上の氏を使用することができるものとする。

5 この要領の改廃は、理事会の決議を経て行う。

6 実施日

この要領は、令和元年11月28日から実施する。